令和7年度 土地に関する概要調書報告書

都道府県	名	群馬県
市町村	名	吉岡町

地方公共団体コード	0	3	4	5	4 ⁶						
表番号・行番号 70 0 0 0											
市町村判別コード 特定市・・・・・・1 特定市以外の市町村・2											
団体区分コ、	_	ド	13			3 ¹⁶					

(注) 「特定市」の区分については「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留意すること。

(注) 自動的に付与される。

地 1	表番号 7 8						
1	0	3	4	5	4	0	1

令和7年度土地に関する概要調書報告書 第1表 納税義務者数に関する調

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

		(1)	(2)	(3)
区分個人・法人の別	行番号	総数 (人)	法定免税点未満 のもの(人) 19(イ)-(ハ) (ロ)	法定免税点以上 のもの(人) 26 (ハ) 32
個人	0 1 0	8, 541	1, 135	7, 406
法人	0 2 0	342	20	322
# 	0 3 0	8, 883	1, 155	7, 728

地 1	表看 7	野号 8					
1	0	3	4	5	4	0	2

第2表 総 括 表

都	道系	年 県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

_			—				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
	$\overline{}$		区 分					地	積		決	定 価	格	課程	兑 標 :	準額
地		<u> </u>	\ \ \ \	行	番	号	非課税地積	評価総地積	法定免税点未満 のもの(ロ)-(ニ)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(ホ)-(ト)	法定免税点以上のもの	総額	法定免税点未満 のもの(チ)-(ヌ)	法定免税点以上のもの
115		Н		9			12 (m²)(イ)	27 (m²)(口)	42 (m²)(ハ)	57 (m²)(二)	72 (千円)(ホ)	87 (千円)(へ)	102(千円)(ト)	117 (千円)(チ)	132 (千円)(リ	147(千円)(刄)61
		_	般 田	0	1	0	153, 386	1, 882, 041	106, 302	1, 775, 739	224, 469	12, 831	211, 638	224, 469	12, 831	211, 638
田	勧			0	2	0			0			0			0	
	市		生 田 · 化 区 域 田	0	3	0		23, 034	1	23, 033	310, 373	0	310, 373	213, 540	0	213, 540
		_	般 畑	0	4	0	105, 309	4, 238, 178	592, 980	3, 645, 198	261, 878	32, 690	229, 188	261, 858	32, 690	229, 168
畑	勧	告	遊休畑	0	5	0			0			0			0	
	市		生 畑 · 化 区 域 畑	0	6	0		32, 415	40	32, 375	416, 161	270	415, 891	289, 122	189	288, 933
宅		小 主 =	規 模 宅 用 地	0	7	0		1, 700, 690	855	1, 699, 835	32, 333, 493	11, 500	32, 321, 993	5, 388, 811	1, 917	5, 386, 894
七	_		住宅用地	0	8	0		1, 420, 554	385	1, 420, 169	24, 455, 248	6, 368	24, 448, 880	8, 151, 701	2, 123	8, 149, 578
地	以		老 用 地 の 宅 地	0	9	0		1, 509, 564	573	1, 508, 991	23, 190, 258	4, 053	23, 186, 205	15, 250, 882	2, 604	15, 248, 278
			計	1	0	0	169, 377	4, 630, 808	1, 813	4, 628, 995	79, 978, 999	21, 921	79, 957, 078	28, 791, 394	6, 644	28, 784, 750
	ţ	塩	田	1	1	0										
	鉱	3	泉地	1	2	0			0			0			0	
	ì	池	沼	1	3	0	37, 815	345	0	345	29	0	29	29	0	29
山	_	一 角	改 山 林	1	4	0	1, 309, 113	2, 074, 975	435, 950	1, 639, 025	62, 022	12, 751	49, 271	62, 022	12, 751	49, 271
林	Í	个	生 山 林	1	5	0	3, 440	42, 437	2, 954	39, 483	1, 776	129	1, 647	1, 776	129	1, 647
	!	牧	場	1	6	0			0			0			0	
	J	原	野	1	7	0	49, 420	206, 412	56, 734	149, 678	7, 502	2, 022	5, 480	7, 502	2, 022	5, 480
	ゴ	ル	フ場用地	1	8	0			0			0			0	
雑	遊	園 地	と等の用地	1	9	0			0			0			0	
木田		単	体 利 用	2	0	0	3, 737	48, 732	0	48, 732	74, 677	0	74, 677	52, 273	0	52, 273
	鉄軌		小規模住宅用地	2	1	0			0			0			0	
種	道用	複合	一般住宅用地	2	2	0			0			0			0	
	地	利用	住宅用地以外	2	3	0			0			0			0	
地			計	2	4	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	の他	1の雑種地	2	5	0	116, 908	735, 170	23, 521	711, 649	6, 291, 557	18, 162	6, 273, 395	4, 344, 504	12, 527	4, 331, 977
			計	2	6	0	120, 645	783, 902	23, 521	760, 381	6, 366, 234	18, 162	6, 348, 072	4, 396, 777	12, 527	4, 384, 250
	そ	(の 他	2	7	0	4, 596, 948	/		/						

수 計	2 8 0	6, 545, 453 13, 914, 547	1, 220, 295 12, 694, 252	87, 629, 443	100, 776 87, 528, 66	34, 248, 489	79, 783	34, 168, 706
н н	_ : 0 : 0	0,010,100 10,011,011	1, 220, 200 12, 001, 202	01, 020, 110	100, 110 01, 020, 00	01, 210, 100	10,100	01, 1

地	表征	番号					
1	0	3	4	5	4	0	2

第2表 総 括 表 (つづき)

都道府県名	群馬県
市町村名	吉岡町

_			(11)	(12)	(13)	(14)		(15)
	区分			筆	数		単 位 当 7	とり 価格
地		行番号	非課税地筆数	評価総筆数	法定免税点未満のもの(ヲ)-(カ)	法定免税点以上のもの	平均価格	最高価格
	一般田	9	12 (筆)(ル)					72 (円/㎡)(夕) 80
		0 1 1	316	1, 865		1, 737	119	136
田	勧告遊休田	0 2 1			0		0	
	介 在 田 · 市 街 化 区 域 田	0 3 1		26	0	26	13, 475	17, 430
	一般畑	0 4 1	588	5, 457	797	4, 660	62	115
畑	勧告遊休畑	0 5 1			0		0	
	介 在 畑 ・ 市 街 化 区 域 畑	0 6 1		61	1	60	12, 839	19, 760
	小 規 模 住 宅 用 地	0 7 1		8, 369	19	8, 350	19, 012	37, 700
宅	一般住宅用地	0 8 1		8, 220	36	8, 184	17, 215	37, 700
地	住宅用地 以外の宅地	0 9 1		2, 484	35	2, 449	15, 362	37, 700
	計	1 0 1	501	19, 073	90	18, 983	17, 271	37, 700
	塩 田	1 1 1						
	鉱 泉 地	1 2 1			0		0	
	池 沼	1 3 1	22	2	0	2	84	101
Щ	一般山林	1 4 1	225	1, 584	453	1, 131	30	92
林	介 在 山 林	1 5 1	21	141	18	123	42	92
	牧場	1 6 1			0		0	
	原野	1 7 1	165	266	75	191	36	65
	ゴルフ場用地	1 8 1			0		0	
l	遊園地等の用地	1 9 1			0		0	
雑	単 体 利 用	2 0 1	31	360	0	360	1, 532	4, 143
	鉄 小規模住宅用地	2 1 1			0		0	
種	道 合 一般住宅用地	2 2 1			0		0	
	用利住宅用地以外	2 3 1			0		0	
地	計	2 4 1		0	0	0	0	0
75	その他の雑種地	2 5 1	504	1, 799	310	1, 489	8, 558	23, 144
	計	2 6 1	535	2, 159	310	1,849	8, 121	23, 144

そ の 他	2 7 1	13, 226					
合 計	2 8 1	15, 599	30, 634	1,872	28, 762	6, 298	

地	方グ	洪区]]体:	_	ド	表看 7	昏号 9
1	0	3	4	5	4	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調 (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

畑	市街一街介街小住般	在 田 ・	9 0 0 0	番 1 2 3 4 5	0 0	納 税 義 個 人 12 (人)(イ) 817	務 者 数 法 人 22 (人)(口) 1	地 個人 32 (㎡)(ハ) 1,773,110	積 法 人 (㎡)(二) 2,629	決 定 個 人 56 (千円)(ホ) 211, 284	価格 法人 68 (千円)(へ) 79 354
田 畑 「	新介市 一	般田 音遊休田 在化区区畑田 般畑 音在化烟畑 音在化烟烟	9 0 0 0	1 2 3	0 0	12 (人)(イ) 817		32 (m²)(/\)	44 (m²)(=)	56 (千円)(ホ)	68 (千円)(へ) 79
田 畑 「	新介市 一		0 0 0	2 3 4	0	817	22 (人)(口)				
畑	葡介市 一 告 一 住 一 他 一 任 一 他 一 任 一 他 一 任 一 他 一 他 一 他 一 他		0 0 0	2 3 4	0		1	1, 773, 110	2, 629	211, 284	354
畑	介街 一 告 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	在 田 · L I I I I I I I I I I I I I I I I I I	0 0	3	0	13					
畑	市街一街介街小住般	化区域田 般 畑 : 遊休畑 在畑・ 化区域畑	0	4	⊢	13					
	介 市 街 小 住 一 般	き 遊 休 畑 在 畑 ・ 化 区 域 畑	0	<u> </u>	0	10	3	16, 928	6, 105	233, 612	76, 761
	介 市 街 小 住 一 般	在 畑 · 化 区 域 畑		5		1, 353	7	3, 636, 877	8, 321	228, 936	252
-	市 街 小 住 一 般	化区域畑	0		0						
宅。	住 般	規模		6	0	25	10	19, 001	13, 374	253, 903	161, 988
宅 _		宅 用 地	0	7	0	6, 614	75	1, 653, 113	46, 722	31, 525, 079	796, 914
1 1		住宅用地	0	8	0	5, 783	47	1, 405, 148	15, 021	24, 234, 930	213, 950
地	住以外	宅用地	0	9	0	1,070	205	943, 884	565, 107	16, 167, 143	7, 019, 062
		計	1	0	0	13, 467	327	4, 002, 145	626, 850	71, 927, 152	8, 029, 926
	塩	田	1	1	0						
翁	広	泉 地	1	2	0						
	池	沼	1	3	0	2		345		29	
Щ	_	般 山 林	1	4	0	339	19	1, 575, 451	63, 574	47, 612	1, 659
林	介	在 山 林	1	5	0	88	1	39, 384	99	1,643	4
	牧	場	1	6	0						
	原	野	1	7	0	90	5	142, 387	7, 291	5, 217	263
	ゴル	フ場用地	1	8	0						
	遊園:	地等の用地	1	9	0						
雑一	単	鱼体 利 用	2	0	0		1		48, 732		74, 677
銀		小規模住宅用地	2	1	0						
	首 復	一般住宅用地	2	2	0						
月 月	T-11	住宅用地以外	2	3	0						
地		計	2	4	0	0	0	0	0	0	0
	その1	他の雑種地	2	5	0	734	130	455, 407	256, 242	4, 590, 035	1, 683, 360
		計	2	6	0	734	131	455, 407	304, 974	4, 590, 035	1, 758, 037
'	合	計	2	7	0	16, 928	504	11, 661, 035	1, 033, 217	77, 499, 423	10, 029, 244

	ا ا	ち宅地比準土地	2 8 0	752	136	487, 606	320, 618	5, 012, 218	1, 968, 513
- 1	- 1 - /	2 02020 T-1220	2 0 0	102	100	101,000	520, 010	0,012,210	1,000,010

地 1	方グ	、共5]体:	-	ド	表看 7	§号 8
1	0	3	4	5	4	0	3

第3表 納税義務者区分による土地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(7)	(8)	(9)	(10)			(11)	(12)
$\overline{}$	$\overline{}$	- F /				課 税 標	準額	筆	数	単 亿			価 格
地		区分目	行	番	号	個 人 (千円)(ト)	法 人 (千円)(チ)	個 人 (筆)(リ)	法人	平 均 (ホ) 個 人 (ハ) (円/㎡)(ル)	価格 (二) 法 人 (三) (円/㎡)(ヲ)	最高 個人 56 (円/㎡)(ワ)	価格 法人 67 (円/㎡)(カ)77
		一般田	9	1	1	211, 284	354	1,736	1 (事八人)	119	135	136	135
田田	細	助告遊休田		2	-				_	0	0		
		介 在 田 ・		3	-	159, 912	53, 628	20	6	13,800	12, 573	17, 430	14, 564
	111	一般畑	0	4	1	228, 916	252	4, 649	11	63	30	115	81
畑	勧	助告遊休畑	0	5	1					0	0		
	市	介 在 畑 · i 街 化 区 域 畑	0	6	1	176, 443	112, 490	44	16	13, 363	12, 112	19, 760	19, 334
		小 規 模 住 宅 用 地	0	7	1	5, 254, 075	132, 819	8, 228	122	19,070	17, 057	37, 700	27, 142
宅	_	一般住宅用地	0	8	1	8, 078, 261	71, 317	8, 115	69	17, 247	14, 243	37, 700	27, 142
地		住 宅 用 地 以外の宅地	0	9	1	10, 497, 255	4, 751, 023	1,846	603	17, 128	12, 421	37, 700	37, 700
		計	1	0	1	23, 829, 591	4, 955, 159	18, 189	794	17, 972	12, 810	37, 700	37, 700
	:	塩 田	1	1	1			//			/		
	鉱	泉 地	1	2	1					0	0		
	1	池 沼	1	3	1	29		2		84	0	101	
山	_	一般山林	1	4	1	47, 612	1, 659	1, 074	57	30	26	92	52
林	1	介 在 山 林	1	5	1	1,643	4	122	1	42	40	92	42
		牧場	1	6	1					0	0		
		原 野	1	7	1	5, 217	263	184	7	37	36	65	48
	ゴ	・ルフ場用地	1	8	1					0	0		
雑		園地等の用地	1	9	1					0	0		
本出		単 体 利 用	2	0	1		52, 273		360	0	1, 532		4, 143
	鉄軌	1 7/61人区 日/137日	2	1	1					0	0		
種	道用	合	-	2						0	0		
	地			3						0	0		
地		計		4		0	0	0	0	0	0	0	0
	そ	の他の雑種地		5	-	3, 157, 788	1, 174, 189	1, 132		10, 079	6, 569	23, 144	23, 144
		計	-	6	-	3, 157, 788	1, 226, 462	1, 132	717	10, 079	5, 765	23, 144	23, 144
		合 計	2	7	1	27, 818, 435	6, 350, 271	27, 152	1,610	6, 646	9, 707		

- 1	Γ	三十 / 加加 / 加加	0 0 1	0 400 010	1 004 000	1 100	500	10. 270	0.140	
	- 1	うち宅地比準土地	2 8 1	3, 428, 810	1, 364, 308	1, 183	733	10, 279	6, 140	

地 1	方グ	大大	団体:	ュー	ド	表都 7	昏号 8
1	0	3	4	5	4	0	4

第4表 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

_			>		((1)		(2)		(3	3)		(4)		(5)		(6)								
	区				納	税義	務	者 数			地	積			決 定	佰	西格								
地	分区	行	番号	<u> </u>	個	人	ì	法 人		個	人	法	人		個 人		法人	最	高	価	格	地	の	所	在
	別	9			12	(人)	22	(人)	32	!	(m²)(/)	44	$(m^2)(\square)$	56	(千円)(ハ)	68	(千円)(二) 79								
商	繁華街	0	1	0																					
業	高度商業地区I	0	2	0																					
	高度商業地区Ⅱ	0	3	0																					
地	普通商業地区	0	4	0																					
区	計	0	5	0		0			0		0		0		0		0								
住	併用住宅地区	0	6	0																					
宅	高級住宅地区		7	0																					
地	普通住宅地区	0	8	0																					
区	計	0	9	0		0			0		0		0		0		0								
工	大工場地区	1	0	0																					
業	中小工場地区	1	1	0																					
地	家内工業地区	1	2	0																					
区	計	1	3	0		0			0		0		0		0		0								
村	集団地区	1	4	0																					
落 地	村落地区	1	5	0		7, 126		24	14	3, 9	920, 810		593, 734		71, 809, 104		7, 981, 577				大ク	入保			
区	計	1		0		7, 126		24	14	3, 9	920, 810		593, 734		71, 809, 104		7, 981, 577		, and the second		大ク	人保	, and the second	, and the second	
	見 光 地 区	1	7	0																					
農	業用施設の用に供 する宅地	1	8	0		87			3		81, 335		33, 116		118, 048		48, 349				小	倉			
生產	産緑地地区内の宅地	1	9	0											_										
	合 計	2	0	0		7, 213		24	47	4, (002, 145		626, 850		71, 927, 152		8, 029, 926				大ク	入保			

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

± 1	方グ	〉共 🖔	団体:	ュー	ド	表看 7	8号 8
1	0	3	4	5	4	0	4

第4表 宅地に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_				>			(7)		(;	8)		(9)		(10	0)					(11)		(12)
	<u> </u>					課	税	標	準	額		筆		数		単	<u>\</u>	当	た	ŋ	価	格
地		分	⁄字	番	□.	個	- I		法	Y		個 人		法	Į.	平 均	価	格		最 高	佢	h 格
	区 🔪		1 J	畓	ケ] <u> </u>	人		伝	人		個 人		伝	人	、個 人	(二) 法	人		個 人		法 人
	別		9			12	(千円) 24		(千円)	36		筆)	46	(筆)	<u>(ハ)</u> (円/m²)	(<u>u</u>)	(\mathbb{H}/m^2)	56	(円/m²)	67	(円/m²) 77
商	繁華	街	0	1	1											C)	0				
業	高度商業地	区 I	0	2	1											C)	0				
	高度商業地	区Ⅱ	0	3	1											C)	0				
地	普通商業均	地区	0	4	1											C)	0				
区	計		0	5	1			0		0			0		0	C)	0			0	0
住	併用住宅均	地区	0	6	1											C)	0				
宅	高級住宅均	地区	0	7	1											C)	0				
地	普通住宅均	地区	0	8	1											C)	0				
区	計		0	9	1			0		0			0		0	C)	0			0	0
I.	大工場地	拉区	1	0	1											C)	0				
業	中小工場均	地区	1	1	1											C)	0				
地	家内工業均	地区	1	2	1											C)	0				
区	計		1	3	1			0		0			0		0	C)	0			0	0
村	集団地	区	1	4	1											C)	0				
落地	村 落 地	区	1	5	1	2	3, 752, 60)6	4,	923, 633		11,	458		688	18, 315	5	13, 443		37, 70	0	37, 700
区	計		1	6	1	2	3, 752, 60)6	4,	923, 633		11,	458		688	18, 315	5	13, 443		37, 70	0	37, 700
看	見 光 地	区	1	7	1											C)	0				
	業用施設の用 する宅	に供 地	1	8	1		76, 98	35		31, 526			108		33	1, 451		1, 460		1, 46	0	1, 460
生產	産緑地地区内の	宅地	1	9	1											C)	0				
	合 計		2	0	1	2	3, 829, 59)1	4,	955, 159		11,	566		721	17, 972	2	12, 810		37, 70	0	37, 700

- (注) 1. 「農業用施設の用に供する宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づき農地+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。
 - 2. 「生産緑地地区内の宅地」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づき農地等+造成費として評価されるもの (ただし書に基づくものは商業地区、住宅地区、工業地区、村落地区、観光地区の各欄に計上すること)を計上すること。

地 1	方グ	:共区	団体:	コー	ド	表者 7	§号 8
1	0	3	4	5	4	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

都	道系	牙県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

		—		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課 税 標 準 額	筆 数
		E ,	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円) 69	(筆) 80
		負担水準1.0以上	0 1 0	6,610	1, 651, 970	31, 503, 790	5, 250, 632	8, 221
	小	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	5	942	17,670	2, 945	6
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	規	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	模	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	1	201	3, 619	498	1
	<i>I</i>	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	住	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
	宅	負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	用	負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	/13	負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
宅	_	負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
	١.	負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
	١,	負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	1 9 0					
	_	負担水準0.05大満	2 0 0 2 1 0					
		員但小平0.00不個 計	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	6,616	1, 653, 113	31, 525, 079	5, 254, 075	8, 228
		負担水準1.0以上	2 3 0	75	46, 722			122
	小	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	10	40, 122	150, 514	152, 615	122
	/1.	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	規	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
	//-	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	模	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
地	住	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	宅	負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	l	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	用	負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
	地	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
	100	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
	``	負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	法	負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					

	<u> </u>	負担水準0.05未満	4	3	0					
		計	4	4	0	75	46, 722	796, 914	132, 819	122

地 1	方公	:共区]体:	コー	ド	表者 7	昏号 8
1	0	3	4	5	4	0	5

第5表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

		——		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区 分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆 数
		Δ	9 9	12 (人)	24 (m²)		54 (千円)	69 (筆) 80
		負担水準1.0以上	4 5 0	5, 779	1, 403, 763	24, 209, 728	8, 069, 909	8, 108
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	4	1,340	24, 372	8, 124	6
		負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	般	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	,,,,	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	住	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	1	45	830	228	1
		負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	宇	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	л	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	끄만	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
宅		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	/1001	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	١.	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
		負担水準0.05未満	6 5 0					
		計	6 6 0	5, 784	1, 405, 148	24, 234, 930	8, 078, 261	8, 115
		負担水準1.0以上	6 7 0	47	15, 021	213, 950	71, 317	69
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
地	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	用	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	,	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	地	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0	ļ				
		負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	法	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	124	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	۱,	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	ا ر	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	<u> </u>				

1		負担水準0.05未満	8	7	0					
- 1		計	8	8	0	47	15, 021	213, 950	71, 317	69

地 1	方グ	大大	団体:	コー	ド	表都 7	昏号 8
1	0	3	4	5	4	0	6

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

						(1)	(2)		(3))	(4)	(5	j)
		区 分	行	番 -	号	納税義務者数	地積		決定		課 税 標 準 額	筆	数
	ı	会和 * * * * * 7 * * * * * * * * * * * * *	9	1 :	0	12 (人)		m²)		(千円		9	(筆)80
	住	負担水準0.7超		1		244 573	178, 0			284, 82			392 806
	宅	負担水準0.65以上0.7以下 負担水準0.6以上0.65未満		3		303	325, 9			205, 05			546
	用	負担水準0.55以上0.6未満				65	361, 9 77, 9	_		880, 59 796, 67			102
	地	負担水準0.5以上0.55未満		4 5		00	11, 8	149	1,	190, 01	3 1,078,004		102
		負担水準0.45以上0.55未満		6									
	以	負担水準0.4以上0.45未満	_	7									
	外	負担水準0.35以上0.4未満		8									
	の	負担水準0.3以上0.35未満		9									
	宅	負担水準0.25以上0.3未満		0									
	地	負担水準0.2以上0.25未満		1									
宅		負担水準0.15以上0.2未満		2									
		負担水準0.1以上0.15未満		3									
	個	負担水準0.05以上0.1未満	_	4									
	人	負担水準0.05未満	-	5									
		計		6		1, 185	943, 8	884	16.	167, 14	3 10, 497, 255		1,846
	/ } -			7		73	148, 0			608, 14			166
	住	負担水準0.65以上0.7以下		8		105	324, 7			442, 27	· · · · ·		302
	宅	負担水準0.6以上0.65未満		9		48	89, 3			894, 81			128
	用	負担水準0.55以上0.6未満	-	0		4	2, 9			73, 82			7
	地	負担水準0.5以上0.55未満	2	1	0		·						
	以	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0								
地	外	負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0								
20	´'	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0								
	の	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0								
	宅	負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0								
	地	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0								
	$\overline{}$	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0								
	法	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0								
	".	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0								
	人	負担水準0.05未満	3	1	0								
		計	3	2	0	230	565, 1	.07	7,	019, 06	2 4, 751, 023		603
	160行及	・ び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	3	3	0								
	160行及	び320行のうち、勧告がされた管理不全空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地	3	4	0								

地方公共団体コード 表番号7 8											
1	0	3	4	5	4	0	6				

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

_					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	行	番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		<u>r</u>	9	笛ケ	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	住	負担水準0.70	3	5 0	75	27, 791	402, 130	281, 491		81
宅	宅	負担水準0.69以上0.70未満	3	6 0	288	152, 492	2, 459, 622	1, 718, 868		389
地	用	負担水準0.68以上0.69未満	3	7 0	47	19, 742	380, 443	260, 207		66
16	地	負担水準0.67以上0.68未満	3	8 0	55	17, 333	294, 436	198, 815		72
_	以	負担水準0.66以上0.67未満	3	9 0	53	20, 425	404, 941	269, 023		71
	外	負担水準0.65以上0.66未満	4	0 0	104	88, 159	263, 478	172, 178		127
負	の	負担水準0.64以上0.65未満	4	1 0	57	39, 067	850, 641	549, 469		79
担担	宅	負担水準0.63以上0.64未満	4	2 0	57	44, 290	981, 681	622, 299		70
1 1 1 1	地	負担水準0.62以上0.63未満	4	3 0	169	207, 481	4, 406, 920	2, 757, 409		300
水	~	負担水準0.61以上0.62未満		4 0	20	13, 219	307, 029	,		23
	個	負担水準0.60超0.61未満	4	5 0	24	24, 426	531, 309	319, 737		38
準	人	負担水準0.60	4	6 0	30	33, 482	803, 017	481, 811		36
0		計	4	7 0	979	687, 907	12, 085, 647	7, 819, 875		1, 352
	住	負担水準0.70	4	8 0	21	27, 070	329, 844	230, 891		38
	宅	負担水準0.69以上0.70未満	4	9 0	75	238, 927	2, 584, 182	1, 807, 687		174
	用	負担水準0.68以上0.69未満	5	0 0	10	10, 278	177, 906	121, 604		21
6	地	負担水準0.67以上0.68未満		1 0	5	3, 932	69, 512	46, 896		8
(以	負担水準0.66以上0.67未満		2 0	13	9, 464	191, 307	127, 394		27
'	外	負担水準0.65以上0.66未満		3 0	4	35, 114	89, 524	58, 601		34
0	の	負担水準0.64以上0.65未満	5	4 0	13	14, 494	295, 117	190, 566		36
	宅	負担水準0.63以上0.64未満	5	5 0	13	17, 241	387, 743	,		27
	地	負担水準0.62以上0.63未満		6 0	22	42, 861	867, 377	543, 724		58
7		負担水準0.61以上0.62未満		7 0	1	643	9, 126	,		1
'	法	負担水準0.60超0.61未満		8 0	4	12, 374	294, 003	177, 395		4
	人	負担水準0.60		9 0	2	1, 693	41, 452	24, 872		2
		計	6	0 0	183	414, 091	5, 337, 093	3, 581, 027		430

第6表350行から第6表400行は第6表020行の、第6表410行から460行は第6表030行の、第6表480行から第6表530行は第6表180行の、第6表540行から第6表590行は第6表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地方公共団体コード 表番号 7 8										
1	0	3	4	5	4	0	6			

第6表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

		——				(1)	(2)			(3)			(4)		(5)
		区		行者	番 号	納税義務者数	地 利	貞	決	定個	i 格	課 税	標準額	刍	Ě 数
			9	, p	ы .J	12 (人)	24	(m^2)	39		(千円	54	(千円)	69	(筆)80
	住	負担水準0.59以上0.60未満			1 0		7	7, 949	9	1, 7	96, 673		1, 078, 004		102
宅		負担水準0.58以上0.59未満			2 0										
	宅	負担水準0.57以上0.58未満			3 0										
地	用	負担水準0.56以上0.57未満			1 0										
'-	地	負担水準0.55以上0.56未満			5 0										
	以	負担水準0.54以上0.55未満			6 0										
		負担水準0.53以上0.54未満			7 0										
負	外	負担水準0.52以上0.53未満			3 0										
	の	負担水準0.51以上0.52未満			9 0										
+0	宅	負担水準0.50以上0.51未満		:	0 0										
担	地	負担水準0.49以上0.50未満			1 0										
	20	負担水準0.48以上0.49未満			2 0										
水		負担水準0.47以上0.48未満			3 0										
	個	負担水準0.46以上0.47未満			1 0										
準	人	負担水準0.45超0.46未満			5 0										
)	負担水準0.45			6 0										
0		計			7 0		7	7, 949	9	1, 7	96, 673		1, 078, 004		102
	住	負担水準0.59以上0.60未満			3 0			2, 972	2		73, 820		44, 292		7
•		負担水準0.58以上0.59未満			9 0										
	宅	負担水準0.57以上0.58未満			0 0										
4	用	負担水準0.56以上0.57未満		_	1 0										
5	地	負担水準0.55以上0.56未満			2 0										
	以	負担水準0.54以上0.55未満			3 0										
5		負担水準0.53以上0.54未満			1 0										
	外	負担水準0.52以上0.53未満			5 0										
0	の	負担水準0.51以上0.52未満			5 0										
	宅	負担水準0.50以上0.51未満			7 0										
1 .	地	負担水準0.49以上0.50未満			3 0										
	70	負担水準0.48以上0.49未満			9 0										
6		負担水準0.47以上0.48未満			0 0										
"	法	負担水準0.46以上0.47未満		_:_	1 0										
	人	負担水準0.45超0.46未満			2 0										
	· ·	負担水準0.45			3 0										
		計 第6表650行け第6表040行の 第6表660			1 0			2, 972			73, 820		44, 292		7

第6表610行から第6表650行は第6表040行の、第6表660行から700行は第6表050行の、第6表710行から第6表760行は第6表060行の、第6表780行から第6表820行は第6表200行の、第6表830行から第6表870行は第6表210行の、第6表880行から第6表800行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

1	表番号 7 8						
1	0	3	4	5	4	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)		(2)		((3)			(4)			(5)
	区	行	番号	를	納税義務者数		地積		定		格	:税	標準		筆	数
	負担水準0.7超	9	1	Λ	12 (人)	24	$\frac{4}{502}$	39			<u>(手円)</u> 33		(千円)	69	(筆)8
農			2		1	╀				11		 —	7.0	23		1.0
業	負担水準0.65以上0.7以下				86	1	80, 833			11	8, 015		76	6, 962		10'
用用用	負担水準0.6以上0.65未満	<u> </u>	3	_		╀										
施	負担水準0.55以上0.6未満		4			╀										
议	負担水準0.5以上0.55未満		5			╀										
の以	負担水準0.45以上0.5未満		6			╀										
用外	負担水準0.4以上0.45未満		7			╀										
にの	負担水準0.35以上0.4未満		8			╀										
供宅	負担水準0.3以上0.35未満		9			╀										
すし	負担水準0.25以上0.3未満		0			╀										
る	負担水準0.2以上0.25未満		1			╀										
宅(負担水準0.15以上0.2未満		2			╀										
地個	負担水準0.1以上0.15未満		3			╀										
	負担水準0.05以上0.1未満		4			╄										
農	負担水準0.05未満		5			┸										
地	計		6		87	_	81, 335			11	8, 048		76	s, 985		108
+ 住	負担水準0.7超		7			╄										
造宅	負担水準0.65以上0.7以下		8		3	1	33, 116			4	8, 349		31	, 526		33
4-	負担水準0.6以上0.65未満		9			┸										
書	負担水準0.55以上0.6未満		0													
と 地	負担水準0.5以上0.55未満		1			L										
	負担水準0.45以上0.5未満		2													
て	負担水準0.4以上0.45未満		3													
評しの	負担水準0.35以上0.4未満		4			L										
pT	負担水準0.3以上0.35未満		5													
価と	負担水準0.25以上0.3未満		6													
き地	負担水準0.2以上0.25未満		7			Ĺ										
h _	負担水準0.15以上0.2未満		8			\prod										
ると法	負担水準0.1以上0.15未満		9			\prod										
\$ 1 L	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0												
0 0	負担水準0.05未満		1			Ι										
	計	3	2	0	3	3	33, 116			4	8, 349		31	, 526		33

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。

⁽例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

1	方グ	〉共]体:	ュー	ド	表都 7	香号 8
1	0	3	4	5	4	0	7

第7表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都道府県名	3	群馬県
市町村名	<u> </u>	吉岡町

世 任 任 会技水率0.5以上0.7以下							(1)		(2)			(3)				(4)			(5)	
生 住 任 会担水準の、65以上の、7以下			区分	行	番号	<u>.</u>	納税義務者数		地 積	決	・ 元	主 佰	格	誀	見税	標	準 額		筆	数
無				9			12 (人)	24	(m²)	39			(千円) 54			(千円)	69		(筆) 80
型性 地 担	生	住						<u> </u>						_						
様型 地 地 地 地 地 世 世 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	産	宇						L												
地地地地地地区	緑							L												
地								L												
以		地																		
外 質担本率0.5以上0.35転満 4 1 0 0 自担本率0.5以上0.15未満 4 1 0 0 自担本率0.5以上0.75未満 4 1 0 0 自担本率0.05以上0.15未満 4 1 0 0 自担本率0.05以上0.15未満 4 1 0 0 自担本率0.05以上0.15未満 4 1 7 0 自担本率0.05以上0.15未満 4 7 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1	以																		
できた。	1 ' 1	外																		
 を も		σ																		
世 地 地 負担水準0.2以上0.28未満 4 3 0	· ·					_														
(_																		
農地地等 人 負担水準0.05以上0.15未満 4 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	地	地																		
世 特 (世 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大 (大	_	$\overline{}$																		
日本学	農	個																		
等 一 負担水準0.05未満 4 7 0 0 古 自担水準0.7超 4 9 0 0 負担水準0.65以上0.7以下 5 0 0 0 負担水準0.65以上0.65未満 5 1 0 0 負担水準0.55以上0.6未満 5 2 0 0 日 担水準0.45以上0.55未満 5 3 0 0 日本、20、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10	地	Y																		
計 4 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0																				
造成 4 9 0 負担水準0.65以上0.7以下 5 0 0 負担水準0.6以上0.65未満 5 1 0 負担水準0.5以上0.55未満 5 2 0 負担水準0.45以上0.55未満 5 3 0 受担水準0.45以上0.5未満 5 4 0 負担水準0.35以上0.45未満 5 5 0 負担水準0.35以上0.4未満 5 6 0 負担水準0.3以上0.35未満 5 7 0 負担水準0.25以上0.3未満 5 8 0 負担水準0.25以上0.2未満 5 9 0 負担水準0.15以上0.2未満 6 0 0 負担水準0.10以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0	1			_			0		0					0			0			C
成費 年 負担水準0.6以上0.65未満 5 0 0 長担水準0.5以上0.65未満 5 1 0 負担水準0.5以上0.55未満 5 3 0 負担水準0.5以上0.5未満 5 4 0 負担水準0.4以上0.45未満 5 5 0 有担水準0.3以上0.45未満 5 5 0 有担水準0.3以上0.4未満 5 6 0 負担水準0.3以上0.35未満 5 7 0 負担水準0.2以上0.3未満 5 8 0 負担水準0.2以上0.25未満 5 9 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 0 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0		住																		
世 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		空																		
と 地 負担水準0.5以上0.55未満 5 3 0 以 負担水準0.4以上0.55未満 5 4 0 有担水準0.4以上0.45未満 5 5 0 負担水準0.35以上0.45未満 5 6 0 負担水準0.3以上0.35未満 5 7 0 負担水準0.2以上0.35未満 5 8 0 負担水準0.2以上0.25未満 5 9 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0																				
し 以 負担水準0.45以上0.5未満 5 4 0 外 負担水準0.4以上0.45未満 5 5 0 負担水準0.35以上0.4未満 5 6 0 賃担水準0.3以上0.35未満 5 7 0 室 負担水準0.2以上0.3未満 5 8 0 地 負担水準0.2以上0.25未満 5 9 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 0 0 も 負担水準0.1以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 3 0																				
マロックのできます。 負担水準0.4以上0.45未満 5 5 0 負担水準0.35以上0.4未満 5 6 0 負担水準0.3以上0.35未満 5 7 0 負担水準0.2以上0.3未満 5 8 0 地 負担水準0.2以上0.25未満 5 9 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0	ا ک	地	負担水準0.5以上0.55未満																	
評価 で	し	以																		
 (お)	て	外																		
価される 名 負担水準0.3以上0.35未満 5 7 0 自担水準0.25以上0.3未満 5 8 0 地 負担水準0.2以上0.25未満 5 9 0 負担水準0.15以上0.2未満 6 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0	評	σ		_																
さ 毛 負担水準0.25以上0.3未満 5 8 0 れるものののである。 人 負担水準0.15以上0.2未満 6 0 0 もののののである。 人 負担水準0.15以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0	価		負担水準0.3以上0.35未満																	
れるものののでは、 担水準0.2以上0.25未満 5 9 0 負担水準0.15以上0.2未満 6 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0		毛	負担水準0.25以上0.3未満																	
るものののでは、 負担水準0.15以上0.2未満 6 0 0 0 負担水準0.1以上0.15未満 6 1 0 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0		地		5	9	0														
もの 人 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0	1	$\overline{}$		6	0 (0														
もの 人 負担水準0.05以上0.1未満 6 2 0 負担水準0.05未満 6 3 0	1	法	負担水準0.1以上0.15未満	6	1 (0			_											
			負担水準0.05以上0.1未満	6	2 (0														
計 6 4 0 0 0 0		八		6	3 (0														
		-	計	6	4 (0	0		0					0			0			C

この表における個人・法人別の各区分の合計数字は、第6表における該当行列内の数字を超えないことに留意すること(納税義務者数は除く)。 (例) 第6表010行2列 ≧ 第7表010行2列 + 第7表330行2列

地 1	方公	、共区	団体:	ュー	ド	表都 7	香号 8
1	0	3	4	5	4	0	8

第8表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_	———				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区 分	行	番	무	納税義務者数	地	積	決定価格	課税標準額	筆	数
		9 J 1	Ħ	7	12 (人)	24	(m^2)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	0	1	0	12, 511	3,	117, 476	56, 724, 382	13, 524, 677		16, 520
宅	引き下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	0	2	0	317		326, 072	3, 892, 972	2, 725, 080		558
地	住宅用地以外の宅地において負担水準0.6以上0.7以下	0	3	0	1,029	1,	101, 998		11, 400, 902		1,782
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	0	4	0	80		83, 449	1, 916, 984	1, 134, 091		123
計	負担水準0.2未満	0	5	0	0		0	0	0		0
	計	0	6	0	13, 937		628, 995	79, 957, 078			18, 983
	負担水準1.0以上	0	7	0	358	1,	639, 025	49, 271	49, 271		1, 131
	負担水準0.95以上1.0未満	0	8	0							
	負担水準0.9以上0.95未満	0	9	0							
	負担水準0.85以上0.9未満	1	0	0							
-	負担水準0.8以上0.85未満	1	1	0							
	負担水準0.75以上0.8未満	1	2	0							
	負担水準0.7以上0.75未満	1	3	0							
	負担水準0.65以上0.7未満	1	4	0							
般	負担水準0.6以上0.65未満	1	5	0							
	負担水準0.55以上0.6未満	1	6	0							
	負担水準0.5以上0.55未満	1	7	0							
	負担水準0.45以上0.5未満	1	8	0							
	負担水準0.4以上0.45未満	1	9	0							
Щ	負担水準0.35以上0.4未満	2	0	0							
	負担水準0.3以上0.35未満	2	1	0							
	負担水準0. 25以上0. 3未満	2	2	0							
	負担水準0.2以上0.25未満	2	3	0							
	負担水準0.15以上0.2未満	2	4	0							
	負担水準0.1以上0.15未満	2	5	0							
	負担水準0.05以上0.1未満	2	6	0							
	負担水準0.05未満	2	7	0							
	計	2	8	0	358	1,	639, 025	49, 271	49, 271		1, 131

地 1	方公	洪]体:	-	ド	表 7	昏号 8
1	0	3	4	5	4	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

区 分 負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.85以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.55以上0.55未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.15以上0.35未満 負担水準0.15以上0.35未満 負担水準0.15以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満 負担水準0.25以上0.25未満	9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	0 0 0 0 0 0 0 0 0	納税義務者数12 (人)		(2) 積 (㎡)		央 定	(3)	格千円)	l	(4) 標	準 額 (千円)	年69	数 (筆) 80
負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.75以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.45以上0.45未満 負担水準0.45以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満	9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	0 0 0 0 0 0 0 0 0	12 (人)	24	(m²)	39		(=	千円)	54		(千円)	69	(筆) 80
直担水準0.95以上1.0未満 直担水準0.9以上0.95未満 直担水準0.85以上0.9未満 直担水準0.8以上0.85未満 直担水準0.7以上0.8未満 直担水準0.7以上0.75未満 直担水準0.65以上0.7未満 直担水準0.65以上0.65未満 直担水準0.55以上0.65未満 直担水準0.5以上0.55未満 直担水準0.5以上0.55未満 直担水準0.3以上0.35未満 直担水準0.35以上0.35未満 直担水準0.35以上0.35未満 直担水準0.35以上0.35未満 直担水準0.35以上0.35未満	0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1 1	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	0 0 0 0 0 0 0 0 0												
負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.55以上0.55未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満	0 0 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1 1	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	0 0 0 0 0 0 0 0 0												
負担水準0.85以上0.9未満 負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満 負担水準0.55以上0.55未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満	0 0 0 0 0 0 1 1 1 1 1	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	0 0 0 0 0 0 0 0												
負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.45以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.3以上0.35未満	0 0 0 0 1 1 1 1 1	5 6 7 8 9 0 1 2 3	0 0 0 0 0 0 0												
負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.45以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	0 0 0 1 1 1 1 1 1	6 7 8 9 0 1 2 3	0 0 0 0 0 0 0												
負担水準0.7以上0.75未満 負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.35未満	0 0 1 1 1 1 1 1	7 8 9 0 1 2 3 4	0 0 0 0 0 0												
負担水準0.65以上0.7未満 負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.45以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	0 0 1 1 1 1 1 1	8 9 0 1 2 3 4	0 0 0 0 0												
負担水準0.6以上0.65未満 負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.35以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	0 1 1 1 1 1 1	9 0 1 2 3 4	0 0 0 0												
負担水準0.55以上0.6未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満	1 1 1 1 1 1	0 1 2 3 4	0 0 0												
負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1 1 1	1 2 3 4	0 0 0												
負担水準0.45以上0.5未満 負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1 1	2 3 4	0												
負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1	3 4	0				F								
負担水準0.35以上0.4未満 負担水準0.3以上0.35未満 負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	1 1 1	4					\top								
負担水準0. 3以上0. 35未満 負担水準0. 25以上0. 3未満 負担水準0. 2以上0. 25未満	1 1		0												
負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	1	5													
負担水準0.2以上0.25未満			0				\top								
		6	0				\top								
自扫水準0 15以上0 2未満	1	7	0				T								
	1	8	0				\top								
負担水準0.1以上0.15未満	1	9	0				1								
負担水準0.05以上0.1未満	2	0	0				\top								
負担水準0.05未満	2	1	0				T								
計	2	2	0	0		()			0			0		0
負担水準1.0以上	2	3	0				\top								
負担水準0.95以上1.0未満	2	4	0				T								
負担水準0.9以上0.95未満							\top								
負担水準0.85以上0.9未満	_	_	-				\top								
負担水準0.8以上0.85未満	2	7	0				\top								
負担水準0.75以上0.8未満	2	8	0				\top								
	2	9	0				1								
負担水準0.65以上0.7未満	3	0	0				\top								
負担水準0.6以上0.65未満	3	1	0				\top								
負担水準0.55以上0.6未満	3	2	0				T								
負担水準0.5以上0.55未満	3	3	0				\top								
負担水準0.45以上0.5未満	3	4	0				\top								
負担水準0.4以上0.45未満	3	5	0				\top								
負担水準0.35以上0.4未満	3	6	0				\top								
負担水準0.3以上0.35未満							\top								
趋担水準0.25以上0.3未満							\top								
			:				\top								
自担水準0.15以上0.2未満							\top								
趋担水準0.1以上0.15未満			-				\top								
自担水準0.05以上0.1未満			-				\top								
趋担水準0.05未満			<u>. </u>				\top								
	直担水準0.05以上0.1未満 直担水準0.05未満 計 自担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満 負担水準0.85以上0.85未満 負担水準0.85以上0.85未満 負担水準0.75以上0.8未満 負担水準0.75以上0.75未満 負担水準0.65以上0.75未満 負担水準0.65以上0.65未満 負担水準0.55以上0.65未満 負担水準0.5以上0.55未満 負担水準0.35以上0.55未満 負担水準0.35以上0.55未満 負担水準0.35以上0.55未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満 負担水準0.35以上0.35未満	2 担水準0.05以上0.1未満 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	直担水準0.05以上0.1未満 2 0 直担水準0.05未満 2 1 計 2 2 直担水準1.0以上 2 3 直担水準0.95以上1.0未満 2 4 直担水準0.9以上0.95未満 2 5 直担水準0.85以上0.9未満 2 6 担水準0.80以上0.85未満 2 7 担水準0.7以上0.75未満 2 9 担水準0.65以上0.75未満 3 0 担水準0.6以上0.65未満 3 1 担水準0.5以上0.55未満 3 2 担水準0.4以上0.55未満 3 3 担水準0.4以上0.45未満 3 6 担水準0.3以上0.35未満 3 6 担水準0.3以上0.35未満 3 8 担水準0.2以上0.25未満 3 8 担水準0.1以上0.25未満 3 9 担水準0.1以上0.15未満 4 0 担水準0.1以上0.15未満 4 1 恒担水準0.1以上0.15未満 4 1 恒担水準0.1以上0.15未満 4 1 恒担水準0.05以上0.1未満 4 2	直担水準0.05以上0.1未満 2 0 0 直担水準0.05未満 2 1 0 計 2 2 2 0 直担水準1.0以上 2 3 0 直担水準0.95以上1.0未満 2 4 0 直担水準0.9以上0.95未満 2 5 0 直担水準0.85以上0.85未満 2 6 0 直担水準0.75以上0.85未満 2 7 0 直担水準0.75以上0.75未満 2 8 0 担水準0.75以上0.75未満 2 9 0 担水準0.65以上0.7未満 3 0 0 担水準0.65以上0.65未満 3 1 0 担水準0.55以上0.65未満 3 2 0 担水準0.55以上0.55未満 3 4 0 担水準0.35以上0.45未満 3 5 0 担水準0.35以上0.35未満 3 7 0 担水準0.35以上0.35未満 3 6 0 担水準0.35以上0.35未満 3 7 0 担水準0.35以上0.35未満 3 7 0 担水準0.35以上0.25未満 3 8 0 担水準0.15以上0.25未満 3 9 0 担水準0.15以上0.25未満 4 0 0 担水準0.15以上0.15未満 4 1 0 担水準0.15以上0.15未満 4 1 0 担水準0.15以上0.15未満 4 1 0	担水準0.05以上0.1未満	担担水準0.05以上0.1未満	独担水準0.05以上0.1未満	担水準0.05以上0.1未満	担水準0.05以上0.1未満	4担水準0.05以上0.1未満 2 0 0 4担水準0.05未満 2 1 0 計 2 2 0 0 0 4担水準0.95以上1.0未満 2 4 0 4担水準0.95以上0.95未満 2 4 0 4担水準0.85以上0.9未満 2 6 0 4担水準0.8以上0.8未満 2 7 0 4担水準0.7以上0.8未満 2 8 0 4担水準0.7以上0.7未満 2 9 0 4担水準0.65以上0.7未満 3 0 0 4担水準0.6以上0.65未満 3 1 0 4担水準0.6以上0.65未満 3 2 0 4担水準0.5以上0.5未満 3 2 0 4担水準0.4以上0.4未満 3 4 0 4担水準0.3以上0.3未満 3 4 0 4担水準0.3以上0.3未満 3 7 0 4担水準0.3以上0.3未満 3 8 0 4世水準0.2以上0.2未満 3 9 0 4世水準0.1以上0.15未満 4 0 0 4世水準0.1以上0.15未満 4 1 0 4世水準0.1以上0.15未満 4 1 0	担水準0.05以上0.1未満	担水準0.05以上0.1未満	担水準0.05以上0.1未満	担水準0.05以上0.1未満	担水準0.05以上0.1未満

計 4 4 0 0 0 0 0

地 1	方公	洪]体:	-	ド	表都 7	香号 8
1	0	3	4	5	4	0	9

第9表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

						(1)		(2)		(3)		(4)	((5)
		区分	行	釆	: 号	納税義務者数	地	積	ð	央 定 価 格	課税	標準額	筆	数
		,	9	ш	,,	12 (人)	24	(m²)	39	(千円) 54	(千円	69	(筆)80
		負担水準1.0以上			0									
	_	負担水準0.95以上1.0未満	4	6	0									
		負担水準0.9以上0.95未満	4	7	0									
複	般	負担水準0.85以上0.9未満	4	8	0									
後		負担水準0.8以上0.85未満	4	9	0									
	住	負担水準0.75以上0.8未満		<u>. </u>	0									
	.—	負担水準0.7以上0.75未満			0									
	宅	負担水準0.65以上0.7未満		•	0									
合	_	負担水準0.6以上0.65未満			0									
	用	負担水準0.55以上0.6未満	5	4	0									
	/11	負担水準0.5以上0.55未満		:	0									
	地	負担水準0.45以上0.5未満	5	6	0									
利	쁘	負担水準0.4以上0.45未満			0									
ΨIJ		負担水準0.35以上0.4未満	5	8	0									
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	5	9	0									
	/	負担水準0.25以上0.3未満	6	0	0									
	個	負担水準0.2以上0.25未満	6	1	0									
用		負担水準0.15以上0.2未満	6	2	0				П					
	人	負担水準0.1以上0.15未満	6	3	0									
		負担水準0.05以上0.1未満	6	4	0									
	_	負担水準0.05未満	6	5	0									
鉄		計	6	6	0	0		0		()	C		(
虾		負担水準1.0以上	6	7	0				П					
	_	負担水準0.95以上1.0未満	6	8	0									
		負担水準0.9以上0.95未満	6	9	0									
	般	負担水準0.85以上0.9未満	7	0	0									
軌		負担水準0.8以上0.85未満	7	1	0									
	住	負担水準0.75以上0.8未満	7	2	0									
	1.1.4	負担水準0.7以上0.75未満	7	3	0									
	宅	負担水準0.65以上0.7未満	7	4	0									
道		負担水準0.6以上0.65未満	7	5	0									
Æ	用	負担水準0.55以上0.6未満	7	6	0									
) 11	負担水準0.5以上0.55未満	7		0									
	地	負担水準0.45以上0.5未満	7	8	0									
	11년	負担水準0.4以上0.45未満	7	9	0									
用		負担水準0.35以上0.4未満	8	0	0									
	$\overline{}$	負担水準0.3以上0.35未満	_	-	0									
	24-	負担水準0.25以上0.3未満	8	2	0									
	法	負担水準0.2以上0.25未満	8	3	0									
地	,	負担水準0.15以上0.2未満			0									
70	人	負担水準0.1以上0.15未満	8	5	0									
		負担水準0.05以上0.1未満	8	6	0									
	_	負担水準0.05未満	8	7	0									

計 8 8 0 0 0 0 0

- 地 1	方グ	大大	団体:	コー	ド	表看 7	昏号 8
1	0	3	4	5	4	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_						(1)		(2)		(3)	(4)	(5)
		区 分	行	番	무	納税義務者数		地 積	決	定 価 格	課税標準額	筆	数
			9	н	,,	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (千円)	69	(筆)80
	/ -	負担水準0.7超	0	1	0	91		79, 321		725, 226	507, 658		173
	宅	負担水準0.65以上0.7以下	0	2	0	623		360, 264		3, 518, 365			913
	地	負担水準0.6以上0.65未満		3		72		47, 327		756, 797	474, 801		96
	11.	負担水準0.55以上0.6未満		4		1		693		11,831	7, 099		1
	比	負担水準0.5以上0.55未満		5									
	準	負担水準0.45以上0.5未満		6									
		負担水準0.4以上0.45未満	0	7	0								
そ	土	負担水準0.35以上0.4未満	0	8	0								
	地	負担水準0.3以上0.35未満	0	9	0								
		負担水準0.25以上0.3未満	1	0	0								
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満		1	:								
	個	負担水準0.15以上0.2未満	1	2	0								
	11	負担水準0.1以上0.15未満	1	3	0								
	人	負担水準0.05以上0.1未満	1	4	0								
	\smile	負担水準0.05未満	1	5	0								
0		計	1	6	0	787		487, 605		5, 012, 219	3, 428, 811		1, 183
"	+	負担水準0.7超		7		23		24, 842		221, 472	155, 030		41
	宅	負担水準0.65以上0.7以下		8		109		285, 692		1, 602, 479	1, 117, 887		671
	地	負担水準0.6以上0.65未満	1	9	0	12		9, 657		144, 366	91, 273		17
		負担水準0.55以上0.6未満	2	0	0	1		427		196	118		4
	比	負担水準0.5以上0.55未満		1	:								
	準	負担水準0.45以上0.5未満	2	2	0								
		負担水準0.4以上0.45未満	2	3	0								
1 ,, 1	土	負担水準0.35以上0.4未満	2	4	0								
他	地	負担水準0.3以上0.35未満	2	5	0								
		負担水準0.25以上0.3未満	2	6	0		Π						
	$\widehat{}$	負担水準0.2以上0.25未満	2	7	0		П						
	法	負担水準0.15以上0.2未満	2	8	0								
	124	負担水準0.1以上0.15未満	2	9	0								
	人	負担水準0.05以上0.1未満	3	0	0								
	\smile	負担水準0.05未満	3	1	0		Т						-
		計	3	2	0	145		320, 618		1, 968, 513	1, 364, 308		733

- 地 1	表番号						
1	0	3	4	5	4	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道	府	県	名	群馬県
市	町	7	村	名	吉岡町

_					(1)		(2)		(3)	(4)		(5)
		☑ 分	行番	口.	納税義務者数	地	積	決定	価格	課税標準	額	筆	数
		Д 77	9 11 街	b	12 (人)	24	(m^2)	39	(千円)	54 (-	千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準1.0以上	3 3	0	188		197, 072		100, 760	100,	760		335
		負担水準0.95以上1.0未満	3 4	0									
	地	負担水準0.9以上0.95未満	3 5	0									
		負担水準0.85以上0.9未満	3 6	0									
	比	負担水準0.8以上0.85未満	3 7	0									
そ		負担水準0.75以上0.8未満	3 8	0									
	進	負担水準0.7以上0.75未満	3 9	0									
	'	負担水準0.65以上0.7未満	4 0	0									
	+:	負担水準0.6以上0.65未満	4 1	0									
	-	負担水準0.55以上0.6未満	4 2	0									
0	地	負担水準0.5以上0.55未満	4 3										
"	76	負担水準0.45以上0.5未満	4 4										
	以	負担水準0.4以上0.45未満	4 5	0									
		負担水準0.35以上0.4未満	4 6										
	ы	負担水準0.3以上0.35未満	4 7	0									
	外	負担水準0.25以上0.3未満	4 8										
他		負担水準0.2以上0.25未満	4 9										
	の	負担水準0.15以上0.2未満	5 0										
		負担水準0.1以上0.15未満	5 1										
	土	負担水準0.05以上0.1未満	5 2	0									
		負担水準0.05未満	5 3	0									
	地	計	5 4		188		197, 072		100, 760	100,			335
		による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	5 5		13, 057		4, 953, 573		, 874, 413	13, 674,	_		17, 986
		下げ(負担水準0.7超) による課税がなされたもの	5 6		431		430, 235		, 839, 670	3, 387,			772
,,,,,,,		用地以外の宅地及び宅地比準土地において負担水準0.6以上0.7以下	5 7		1, 845		1, 804, 938		, 444, 747	15, 524,	116		3, 479
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの 5 8 5 8		0	82		84, 569	1	, 929, 011	1, 141,	308		128	
計	[1				0		0		0		0		0
		計	6 0	0	15, 415		7, 273, 315	87	, 087, 841	33, 727,	900		22, 365

地	表番号						
1	7 8						
1	0	3	4	5	4	1	0

第10表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

						(1)	(2)	(3)	(4)	(5	i)
		区 分	行	番	旦	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		Δ	9	笛	b	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
	宅	負担水準0.70	6	1	0	163	80, 829	713, 819	499, 673		188
そ		負担水準0.69以上0.70未満	6	2	0	374	221, 833	2, 018, 699	1, 410, 906		520
の	地	負担水準0.68以上0.69未満	6	3	0	31	9, 370	128, 430	87, 913		38
l l	比	負担水準0.67以上0.68未満	6	4	0	74	28, 479	394, 793	267, 183		96
他	準	負担水準0.66以上0.67未満	6	5	0	31	10, 728	144, 718	96, 278		42
	+:	負担水準0.65以上0.66未満		6		17	9, 025	117, 906	77, 300		29
	地	負担水準0.64以上0.65未満		7		18	6, 888	115, 349			23
負	地	負担水準0.63以上0.64未満	6	8	0	26	20, 634	315, 879	200, 537		33
担		負担水準0.62以上0.63未満	6	9	0	20	6, 792	119, 705	75, 028		24
1보	個	負担水準0.61以上0.62未満	7	0	0	2	3, 253	42,000	25, 806		2
水	人	負担水準0.60超0.61未満	7	1	0	10	8, 969	149, 248	90, 110		13
3/640		負担水準0.60		2		1	791	14, 616	8, 769		1
準		計	7	3	0	767	407, 591	4, 275, 162	2, 914, 054		1,009
0	宅	負担水準0.70		4		45	51, 925	339, 425	237, 598		110
	地	負担水準0.69以上0.70未満		5	_	77	225, 233	1, 140, 662	797, 976		542
•		負担水準0.68以上0.69未満		6		4	1, 490	21, 853	14, 967		5
6	比	負担水準0.67以上0.68未満	-	7		4	2, 976	47, 035	31, 752		5
	準	負担水準0.66以上0.67未満		8		5	3, 919	51, 741	34, 440		8
5	+:	負担水準0.65以上0.66未満	:	9		1	149	1, 763	1, 154		1
0	地	負担水準0.64以上0.65未満		0		2	317	5, 897	3, 791		2
"	地	負担水準0.63以上0.64未満	8	1	0	4	6, 729	101, 754	64, 552		5
•	$\widehat{}$	負担水準0.62以上0.63未満		2		5	2, 051	30, 168	18, 981		5
	法	負担水準0.61以上0.62未満	8	3	0						
7	人	負担水準0.60超0.61未満		4		2	560	6, 547	3, 949		5
$\overline{}$		負担水準0.60	8	5	0						
		計	8	6	0	149	295, 349	1, 746, 845	1, 209, 160		688

第10表610行から第10表660行は第10表020行の、第10表670行から720行は第10表030行の、第10表740行から第10表790行は第10表180行の、第10表800行から第10表850行は第10表190行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地	地方公共団体コード							
1	0	3	4	5	4	1	1	

第11表 宅地等の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	手県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

 区 分 (行 彦 号) 神殺義務者故 地 検 決 定価格 混殺標準領 筆 教 (——				(1)		(2)		(3)	(4)	(!	5)
2			区	行	番	号	納税義務者数	地	積	決	定価格	課税標準額	筆	
世				9			12 (人)	24					69	(筆)80
投租水準の.58以上の.58末満		<i>→</i>					1		693		11, 831	7, 099		1
投資ができる以上の、57未満	そ	七												
他 地 負担水準0.56以上0.56未満 負担水準0.53以上0.54未満 負担水準0.53以上0.53未満 負担水準0.50以上0.51未満 負担水準0.50以上0.51未満 負担水準0.48以上0.49未満 負担水準0.48以上0.49未満 負担水準0.48以上0.49未満 負担水準0.48以上0.47未満 負担水準0.48以上0.47未満 負担水準0.48以上0.47未満 負担水準0.48以上0.59未満 1 1 2 0 負担水準0.48以上0.47未満 負担水準0.48以上0.50未満 負担水準0.50以上0.57未満 負担水準0.50以上0.57未満 負担水準0.50以上0.57未満 負担水準0.50以上0.57未満 負担水率0.55以上0.56未満 負担水率0.55以上0.56未満 2 1 0 負担水率0.55以上0.56未満 負担水率0.55以上0.56未満 2 2 0 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 1 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 1 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 1 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 1 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 4 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 4 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 4 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 7 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 7 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 7 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 7 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 8 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 7 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 8 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 7 0 負担水率0.55以上0.55未満 2 2 8 0 6担水率0.45以上0.45未満 3 1 0 6担水率0.45以上0.45未満 3 1 0 6担水率0.45以上0.45未満 3 1 0 6担水率0.45以上0.45未満 3 2 0 6 4 4 4 6 4 4 4 6 4 4 4 7 0 0 0 8 0 0 0 9 0 0 0 4 0 0 0 0 5 0 0 0 0 6 0 0 0 0 6 0 0 0 0		地												
他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他 他	の													
##		比												
日本 (1 年 日	他	淮			: :									
自担水準0.51以上0.52末満		4												
● (土		<u> </u>	<u> </u>									
担		Lef.		-										
世	負	地		_										
##														
水 人 負担水準0. 46以上0. 47未満 負担水準0. 45 1 4 0 1 5 0 2 0 計 負担水準0. 59以上0. 60未満 負担水準0. 59以上0. 60未満 負担水準0. 57以上0. 58未満 負担水準0. 57以上0. 58未満 負担水準0. 57以上0. 58未満 負担水準0. 55以上0. 58未満 負担水準0. 55以上0. 55未満 負担水準0. 55以上0. 55未満 負担水準0. 55以上0. 55未満 負担水準0. 52以上0. 55未満 負担水準0. 52以上0. 53未満 負担水準0. 52以上0. 53未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 51以上0. 52未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 50以上0. 51未満 負担水準0. 49以上0. 50未満 負担水準0. 49以上0. 50未満 負担水準0. 49以上0. 50未満 負担水準0. 49以上0. 50未満 負担水準0. 49以上0. 50未満 負担水準0. 49以上0. 49未満 負担水準0. 48以上0. 49未満 負担水準0. 48以上0. 49未満 負担水準0. 48以上0. 48未満 負担水準0. 48以上0. 48未満 負担水準0. 48以上0. 48未満 負担水準0. 48以上0. 48未満 負担水準0. 46以上0. 47未満 負担水準0. 48以上0. 48未満	担													
登		個												
世	水													
計 1 7 0 1 693 11,831 7,099 6 負担水準0.59以上0.60未満 負担水準0.58以上0.59未満 負担水準0.57以上0.58未満 負担水準0.56以上0.57未満 負担水準0.55以上0.56未満 2 0 0 4 世 負担水準0.56以上0.57未満 負担水準0.53以上0.56未満 2 1 0 5 連 負担水準0.53以上0.54未満 負担水準0.51以上0.53未満 2 3 0 6 負担水準0.50以上0.51未満 負担水準0.40以上0.50未満 2 6 0 6 負担水準0.40以上0.49未満 負担水準0.47以上0.48未満 負担水準0.45以上0.47未満 負担水準0.45以L0.47未満 3 1 0		人	負担水準0.45超0.46未満											
0 名 6 負担水準0.59以上0.60未満 1 1 9 0 1 1 9 0 1 1 9 0 1 1 9 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 0 4 1 5 1 4 1 4 1 4 1 4 1 <	準	$\overline{}$	負担水準0.45	:										
七 負担水準0.58以上0.59未満 1 9 0							1		693		11, 831	7, 099		1
・ 地 負担水準0.58以上0.59未満 2 0 0 0 負担水準0.56以上0.57未満 2 1 0 0 負担水準0.55以上0.56未満 2 2 0 0 負担水準0.53以上0.54未満 2 3 0 0 負担水準0.53以上0.53未満 2 4 0 0 負担水準0.51以上0.53未満 2 5 0 0 負担水準0.50以上0.51未満 2 6 0 0 負担水準0.50以上0.51未満 2 7 0 0 負担水準0.49以上0.50未満 2 8 0 0 負担水準0.49以上0.49未満 2 9 0 0 負担水準0.47以上0.48未満 3 0 0 0 負担水準0.45 3 3 0 0	0	宏	負担水準0.59以上0.60未満				1		427		196	118		4
4 比 負担水準0.56以上0.57未満 2 1 0 6 連 負担水準0.55以上0.56未満 2 2 0 6 負担水準0.53以上0.55未満 2 4 0 6 負担水準0.52以上0.53未満 2 5 0 6 負担水準0.51以上0.52未満 2 6 0 6 負担水準0.49以上0.50未満 2 8 0 6 負担水準0.45以上0.48未満 3 0 0 6 負担水準0.45 3 3 0		7												
4 五 5 準 6 負担水準0.55以上0.56未満 2 2 3 0 4 負担水準0.54以上0.55未満 2 4 4 負担水準0.53以上0.54未満 2 5 0 負担水準0.51以上0.52未満 2 6 0 負担水準0.50以上0.51未満 2 7 0 負担水準0.49以上0.50未満 2 8 0 負担水準0.48以上0.49未満 2 9 0 負担水準0.47以上0.48未満 3 0 0 負担水準0.45超0.46未満 3 1 0 0 0 <td> •</td> <td>地</td> <td></td> <td>_</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	•	地		_	-									
4 負担水準0.55以上0.56未満 2 2 0 6 負担水準0.54以上0.55未満 2 3 0 6 負担水準0.53以上0.54未満 2 4 0 6 負担水準0.52以上0.53未満 2 5 0 6 負担水準0.50以上0.51未満 2 7 0 6 負担水準0.49以上0.50未満 2 8 0 6 負担水準0.47以上0.48未満 2 9 0 6 負担水準0.46以上0.47未満 3 1 0 6 負担水準0.45超0.46未満 3 2 0 負担水準0.45 3 3 0		tt.												
大 負担水準0.53以上0.54未満 2 4 0 負担水準0.52以上0.53未満 2 5 0 負担水準0.51以上0.52未満 2 6 0 負担水準0.49以上0.50未満 2 7 0 負担水準0.49以上0.50未満 2 8 0 負担水準0.48以上0.49未満 2 9 0 人 負担水準0.47以上0.48未満 3 0 0 負担水準0.45超0.46未満 3 1 0 負担水準0.45超0.46未満 3 2 0 負担水準0.45 3 3 0														
(1) 負担水準0.52以上0.53未満 2 5 0 (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (4) <td< td=""><td>5</td><td>準</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>	5	準												
世	,	土												
0	\	Lula	21111											
. 人 負担水準0.49以上0.50未満 2 8 0 負担水準0.48以上0.49未満 2 9 0 人 負担水準0.47以上0.48未満 3 0 0 6 負担水準0.46以上0.47未満 3 1 0 負担水準0.45超0.46未満 3 2 0 負担水準0.45 3 3 0		地	負担水準0.51以上0.52未満											
法 負担水準0.48以上0.49未満 2 9 0 人 負担水準0.47以上0.48未満 3 0 0 6 負担水準0.46以上0.47未満 3 1 0 負担水準0.45超0.46未満 3 2 0 負担水準0.45 3 3 0	0	$\overline{}$	211 11 2 - 11 11	2	7	0								
6 人 負担水準0.48以上0.49未満 3 0 0 6 人 負担水準0.46以上0.47未満 3 1 0 負担水準0.45超0.46未満 3 2 0 負担水準0.45 3 3 0		λ + -												
6	.	広	負担水準0.48以上0.49未満	2	9	0								
負担水準0. 45超0. 46未満 3 2 0 負担水準0. 45 3 3 0		人	負担水準0.47以上0.48未満											
負担水準0.45	6	$\overline{}$:										
負担水準0.45			負担水準0.45超0.46未満											
計 3 4 0 1 427 196 118														
			11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	3	4	0	1		427		196	118		4

第11表010行から第11表050行は第10表040行の、第11表060行から第11表100行は第10表050行の、第11表110行から第11表160行は第10表060行の、第11表180行から第11表220行は第10表200行の、第11表230行から第11表270行は第10表210行の、第11表280行から第11表330行は第10表220行の内数として記載すること(納税義務者数は一致しないことがある)。

地 1	方グ	大大	団体:	コー	ド	表看 7	番号 8
1	0	3	4	5	4	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調 (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数 12 (人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数 9 (筆)
		本則	負担水準1.0以上	0 : 1 : 0	12 ()()	24 (111)	29 (111)	p4 (111)	(事)
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		貝担調登半1.025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
_		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
_		貝担酬金平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		只远脚走平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
般			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	l⊞		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	"		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
市		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
113			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
街			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
			負担水準0.05未満	2 1 0					
化			計	2 2 0	0	0	C	0	
10		本則	負担水準1.0以上	2 3 0					
		負担調整率1,025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		X1200	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
区		7(1-1)/(1-1-1-00	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		7(1-1)/(1-1 1 1 0 1 0	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
域			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
,,			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	' ' '		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
ш		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
農			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
	l		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
地			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
			負担水準0.05未満	4 3 0					

計 4 ¼ 4 ¼ 0 0 0 0 0 0

1	表番号 7 8						
1	0	3	4	5	4	4	7

第47表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道系	f 県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	区	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆 数
	1 * -Bil	 	9	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69 (筆)
	本則	負担水準1.0以上	4 5 0	0	0	0	0	
-	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満 負担水準0.9以上0.95未満	4 6 0 4 7 0	0	0	Ů	0	
		負担水準0.9以上0.95米個 負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	·	0	
般	負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	v	0	
	4. (負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	
市	負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	
·		負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	
街		負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	
123		負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	
化	計	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
76	目	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
<u> </u>	負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
区	只远阴走十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
		負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	·	0	
域		負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	Ů	0	
		負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
農		負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
		負担水準0.1以上0.15未満 負担水準0.05以上0.1未満	6 3 0	0	0	0	0	
地		負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	
		■ スピルキの VO/小岡 計	6 6 0		0	0	0	

± 1	地方公共団体コード						表番号 7 8		
1	0	3	4	5	4	4	8		

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数 (人)	地 積 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課税標準額 54 (千円)	筆 数 69 (筆) 8
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0			(1117)	(113/	(4)
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		貝担酬金平1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
			負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
	•		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
介			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
	'		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
			負担水準0.25以上0.3未満 負担水準0.2以上0.25未満	1 6 0					
在			負担水準0.2以上0.25未満 負担水準0.15以上0.2未満	1 7 0 1 8 0					
1工			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
			負担水準0.05以上0.15米個 負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
			負担水準0.05未満	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$					
			計	2 2 0	0	0	0	0	
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0	· ·		V	· ·	
			負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
農			負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
/		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
			負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		知 負担調整率1.10	負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
	ΙНШ		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
地			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
	1		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
	1		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
			負担水準0.05未満	4 3 0					

計 4 🖟 4 🖟 0 0 0 0 0 0

担	表看 7	長番号 8					
1	0	3	4	5	4	4	8

第48表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		X	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 (m²)	決定価格	課税標準額	筆	数
	1	本則	負担水準1.0以上	4 : 5 : 0	0	(111)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80 0
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	-		0
١.		2 ln =m =14 -+1 = 0 =	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
介		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		△和那數数1 000	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
在			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0		0
,			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	рI		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0		0
農		貝型帆置平1,10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	-		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	V		0
			計	6 6 0	0	0	0	0		0

地	表都 7	番号 8					
1	0	3	4	5	4	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都	道層	舟 県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積	決定価格	課税標準額	筆	汝
		⊢		9 13 🖽 3	12 (人)	24 (m²)		54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	818	1, 775, 739	211, 638	211, 638		1, 737
		負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		只远阴走十1.020	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		八二 阿亚 1.00	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		八二(4)1 年 11 0 1 0	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
_			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満 負担水準0.35以上0.4未満	1 3 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	1 4 0 1 5 0						
			負担水準0.25以上0.35米綱 負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
般			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
川又			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
			負担水準0.05未満	2 1 0						
			計	2 2 0	818	1, 775, 739	211, 638	211, 638		1, 737
		本則	負担水準1.0以上	2 3 0	1, 360	3, 644, 293	229, 120			4, 658
			負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0	1	1	1	1		
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
		A 扫 調 較 売 1 ∩ □	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
農		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		貝担調登半1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	1	904	67	47		1
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
	畑		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
	ДЩ		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
地		// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
			負担水準0.05以上0.1未満 至初水準0.05大港	4 2 0						
			負担水準0.05未満	4 3 0	1.000	9 G4E 100	000 100	990 100		1 666
	L		∄	4 ! 4 ! 0	1, 362	3, 645, 198	229, 188	229, 168		4,660

地	地方公共団体コード						
1	0	3	4	5	4	4	9

第49表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		区	分	行番号	納税義務者数	地 積 (m³)	決定価格	課税標準額	筆 数
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	12 (人) 2, 178	5, 420, 032	39 (千円) 440,758		69 (筆) 8 6, 39
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	2,110	0, 420, 002	110,700	110,100	0, 00
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	
			負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	
_		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0		
		4. I = → = + + + + + + + + + + + + + + + + +	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0		
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	
般			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	904	67	47	
/JX			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0		
	⇒ı		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	
	計		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	
		A 扣 那 數 次 1 1 0	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	
農		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	
地			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	
70			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	
			=	6 6 0	2, 180	5, 420, 937	440, 826	440, 806	6, 39

±	表番号						
1	7 8						
1	0	3	4	5	4	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

_		——			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
		X	分	行番号	納税義務者数	地積	決定価格	課税標準額	筆	数
		—	2,4	9 1	12 (人)	24 (m²)	39 (千円)	54 (千円)	69	(筆) 80
		本則	負担水準1.0以上	0 1 0	818	1, 775, 739	211, 638	211, 638		1, 737
		各	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0	0	0	0	0		C
		貝里柳金平1,025	負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0	0	0	積 決定価格課税標準額 第		C	
		負担調整率1.025 負担調整率1.05 負担調整率1.075 負担調整率1.10 本則 負担調整率1.025 負担調整率1.05 負担調整率1.075	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0	0	0		-		C
		本則 負担調整率1.025 負担調整率1.075 負担調整率1.10 本則 負担調整率1.025 負担調整率1.05 負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0	0	0	0	ů		C
			負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0	0	0	-			(
		只远阴正平1.010	負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0	0	V	v	v		(
			負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0	0	>		-		C
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0	0					(
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0	0	•	-			(
	田		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0	0	•		-		(
	1		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0	0	°	-			(
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0	0	·				(
		7 (7—19,7111) - 1 - 1	負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0	0	•		課税標準額 54 (千円) 69 211,638 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		()
合) () () () () () () () () () (負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0	0		· ·	v		0
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0	0	•				()
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0	0	•	-			(
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0	0	·		-		
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0	0	·	-			0
			負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0	0	•	-			0
			負担水準0.05未満	2 1 0	0	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	v	V		1 700
		→ □ (1	計 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	2 2 0	818					1, 737
		半 則	負担水準1.0以上 負担水準0.95以上1.0未満	2 3 0	1, 360	3, 644, 293	229, 120	229, 120		4, 658
		各 田 調 敕 恋 1 025	負担水準0.9以上0.95未満	2 4 0 2 5 0	0	1	1	1		1
			負担水準0.85以上0.95未満	2 6 0	0	•				- (
		負担調整率1.05	負担水準0.8以上0.85未満 負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0	0		-			- (
			負担水準0.75以上0.85未満	2 8 0	0	-		-		
		負担調整率1.075	負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0	0	·				- 0
計			負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0	0	°				
μι			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0	1	V	-			1
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0	0					
		本則 負担調整率1.025 負担調整率1.05 負担調整率1.075	負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0	0	·		-		
	畑		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0	0	·				
		A. I	負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0	0	·				- (
		負担調整率1.10	負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0	0					(
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0	0	0				(
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0	0	0	0	0		(
			負担水準0.05未満	4 3 0	0	0	0	0		(

1	⇒1	4 : 4 : 0	1 900	0 045 100	220 188	220 169	4 000
1		4:4:()	1. 362	1 3, 645, 198	L 229, 1881		4 hh()

地	地方公共団体コード 1						
1	0	3	4	5	4	5	0

第50表 農地の負担調整に関する調(つづき) (法定免税点以上のもの)

都 道 府 県 名 群馬県 市 町 村 名 吉岡町

					(1)	(2)	(3)	(4)		(5)
		区	分	行番号	納税義務者数(人)	地 積 24 (m²)	決 定 価 格 39 (千円)	課 税 標 準 額 54 (千円)	筝 69	数 (筆)80
		本則	負担水準1.0以上	4 5 0	2, 178					6, 395
			負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	1	1	1	1		1
		負担調整率1.025	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0		0
		貝担調電平1.00	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0		0
_		貝里柳金平1,015	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0		0
合			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	1	904	67	47		1
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0		0
	計		負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0		0
	μι		負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0		0
		負担調整率1.10	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	_		0
		只是阴正十1.10	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0		0
計			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0		0
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	-		0
			負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	-		0
			負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	-		0
			負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0		0
			計	6 6 0	2, 180	5, 420, 937	440, 826	440, 806		6, 397

	- 地 1	方を	共区	団体:	1 —	ド	表征	番号 8	
ĺ	1	0	3	4	5	4	1	7	

祁	道系	于県	名	群馬県
Ħ	町	村	名	吉岡町

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区 分	行番号	田 (千円)	畑 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円)		区 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法 第 349 条 の 3 第 9 項 評価額の1/2の	額 0 1 0						(
(日本放送協会)減額後の課税標準	額 0 2 0						(
法 第 349 条 の 3 第 11 項 評価額の1/2の	額 0 3 0						(
(登録有形文化財等の敷地) 減額後の課税標準	額 0 4 0						(
法 第 349 条 の 3 第 18 項 評価額の1/4の	額 0 5 0						(
(特定地方交通線等) 減額後の課税標準	額 0 6 0						(
評価額の1/3の	額 0 7 0						(
法 第 349 条 の 3 第 21 項 減額後の課税標準							(
(農業・食品産業技術総合研究機構) 評価額の1/6の	額 0 9 0						(
減額後の課税標準	額 1 0 0						(
法 第 349 条 の 3 第 22 項 評価額の1/2の							(
(新関西国際空港㈱) 減額後の課税標準	額 1 2 0						(
法 第 349 条 の 3 第 25 項 評価額の1/2の	額 1 3 0						(
(中部国際空港㈱) 減額後の課税標準	額 1 4 0						(
法 第 349 条 の 3 第 30 項 評価額の1/2の	額 1 5 0						(
(認定生活困窮者就労訓練事業) 減額後の課税標準							(
法 第 349 条 の 3 第 33 項 評価額の1/3の	額 1 7 0						(
(世界遺産)減額後の課税標準	額 1 8 0						(
評価額の1/6の	額 1 9 0						(
法 第 349 条 の 3 の 3 減額後の課税標準	額 2 0 0						(
(被災住宅用地等) 評価額の1/3の	類 2 1 0						(
減額後の課税標準	額 2 2 0								

1	地	方公	、共区]体:	1 —	ド	表看 7	番号
	1	0	3	4	5	4	1	7

都	道系	于県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

				(1)		(2)	((3)	(4)			(5)		(6)		(7)		(8)
区分	地目	行番 ⁵	루	田 (千円)	23	畑 (千円)	宅 34	地 (千円)		林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 7			軽(わか <u>/(B</u> ┃80	がまち特例)) (B) 81
法附則第15条第9項	評価額の1/2の額	2 3	0												0			
(並行在来線)	減額後の課税標準額	2 4	0												0			
	評価額の1/2の額	2 5	0												0			
法 附 則 第 15 条 第 16 項 (外貿埠頭公社の民営化に 係 る 承 継 特 例)	減額後の課税標準額	2 6	0												0			
係る承継特例)	評価額の3/5の額	2 7	0												0			
	減額後の課税標準額	2 8	0												0			
法 附 則 第 15 条 第 19 項	評価額の1/2の額	2 9	0												0			
(公益法人の所有する能楽堂の敷地)	減額後の課税標準額	3 0	0												0			
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 1	0												0			
た農地) (存続期間10年以上)	減額後の課税標準額	3 2	0												0			
法 附 則 第 15 条 第 31 項 (農地中間管理機構に賃貸権を設定し	評価額の1/2の額	3 3	0												0			
た農地) (存続期間15年以上)	減額後の課税標準額	3 4	0												0			
法 附 則 第 15 条 第 32 項 (市 民 緑 地)	評価額に特例率を 乗 じ た 額	3 5	0												0	2		3
(巾 氏 緑 地)	減額後の課税標準額	3 6	0												0			
	評価額の2/3の額	3 7	0												0			
法 附 則 第 15 条 第 33 項 (地 域 福 利 増 進 事 業)	減額後の課税標準額	3 8	0												0			
(地域福利増進事業)	評価額の3/4の額	3 9	0												0			
♥「細袋無遊の肚園表(32	減額後の課税標準額					、2個人は供力		·) 相点		日人ル		1 + + 7 >		+4" -	0			

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

1	方グ	大大]体:	1 —	ド	表 7	番号
1	0	3	4	5	4	1	7

 都 道 府 県 名
 群馬県

 市 町 村 名
 吉岡町

					(1)		(2)		(3)		(4)		(5)		(6)		(7)		(8)
	地 目	行	番号	무	Ħ		畑	宅	地	山	林	そ	の他		計	課税	・ 標準の特例3 (Δ)	译(わか /(B	
区分		9	ш	,,	12 (千円)	23	(千円)	34	(千円)		(千円)	56	(千円)	67	(千円) 77	7 78	(A)	80	(B) 81
法附則第15条第36項	評価額に特例率を乗 じ た 額	4	1	0											0)	3		4
(浸水被害軽減地区)	減額後の課税標準額	4	2	0											0				
法附則第15条第37項	評価額に特例率を乗 じ た 額	4	3	0											0)	-		-
(滞在快適性等向上施設)	減額後の課税標準額	4	4	0											0	·			
法附則第15条第41項	評価額に特例率を乗 じた額	4	5	0											0)	-		-
(貯 水 機 能 保 全 区 域)	減額後の課税標準額	4	6	0											0				
法 附 則 第 15 条 第 44 項	評価額の1/3の額	4	7	0											0				
(道路運送高度化事業)	減額後の課税標準額	4	8	0											0				
法附則第15条の2第2項	評価額の1/2の額	4	9	0											0				
(JR北海道・四国に係る特例)	減額後の課税標準額	5	0	0											0				
	評価額の3/5の額	5	1	0											0				
法 附 則 第 15 条 の 3 第 1 項	減額後の課税標準額	5	2	0											0				
(旅客会社等に係る承継特例)	評価額の3/10の額	5	3	0											0				
	減額後の課税標準額	5	4	0											0				
平成10年改正法附則第6条第9項による旧法附則第15条第19項	評価額の1/2の額	5	5	0											0				
(指定法人等大規模外貿埠頭)	減額後の課税標準額	5	6	0											0				
平成11年改正法附則第8条第8項による旧法第349条の3第27項	評価額の1/6の額	5	7	0											0				
(農業・食品産業技術総合研究機構)	減額後の課税標準額	5	8	0											0) 			
平成18年改正法附則第13条第9項による旧法第349条の3第31項	評価額の1/6の額	5	9	0											0) 			
(水資源開発機構)	減額後の課税標準額	6	0	0											0				
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	1	0											0				
(立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	減額後の課税標準額	6	2	0											0				
令和4年改正法附則第13条第8項による旧法第15条 第 37 項	評価額の2/3の額	6	3	0											0				
(立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	減額後の課税標準額	6	4	0											0				
令和6年改正法附則第20条第6項による旧法第15 条 第 32 項	評価額に特例率を乗した額	6	5	0											0		1		2
(特定事業所内保育施設)	減額後の課税標準額	6	6	0											0			1	
令和7年改正法附則第9条第5項による旧法第15条	評価額の1/3の額	6	7	0											0				
第 33 項 (帰還環境整備推進法人)	減額後の課税標準額	6	8	0											0				
Λ =1	評 価 額	6	9	0	0		0		0		0		0		0				
合 計	減額後の課税標準額	7	0	0	0		0		0		0		0		0				
※「課税標準の特例率(われ	・ ジョち特例) (7)(8) に	20	てけ	集	幹 例率を冬例で制定	してレ	いる場合は特例	前家おませ	1] 制定	していた	い堪合け	· 「一」な	入力するこ	レルた	がって (1)~(6	3) 75 [0] Øt	見合に t	コハてもが棚

※「課税標準の特例率(わがまち特例)(7)(8)」については、特例率を条例で制定している場合は特例率を入力し、制定していない場合は「-」を入力すること。したがって、(1)~(6)が「0」の場合においても空欄にせず、必ず入力すること。

地	方グ	大大]体:	1 —	ド	表看 7	番号
1	0	3	4	5	4	1	7

都	道系	牙県	名	群馬県
市	町	村	名	吉岡町

									(1)		(2)		(3)	(4)		(5)		(6)	(7)	(8)
区	分			地	II.	行 9	近番	号		Ħ	23	烟 (千円)	宅 34	地 (千円)	山 45	林 (千円)	そ 56	の 他 (千円)	67	計 (千円) 7	課税標準の特例 ³ (A)	区 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法附則第	第16条 Ø E7日豪) 2 第1項 雨による被	評	価	額	7	1	0												(
災住宅用	地に係る	る特例措置					2	0												(
法附則第	第 29 条。	の5第7項	市街化として	と区 はての言	或農地 严価額	7	3	0												(
(宅地化)	農地・	敦収猶予)	課税	標	準 額	Ι.	4	0												(
法附則夠	第 29 条。	の5第8項	市街化として	と区 5	或農地平価額	7	5	0												(
(宅地化	農地・	敦収猶予)	徴収猶予 課 税	予分に 標	相当する 準 額	Ι.	6	:												(
		つ5第16項	市街化として	と区 5	或農地平価額	7	7	0												(
(宅地イ	上農 地	・減額)	減額分課 税	に相 . 標	当する 準額	7	8													(
		つ5第17項	市街们として	と区 はての言	或 農 地 评 価 額	7	9	0												(
(宅地イ	上農 地	・減額)	減額分課 税	に相 . 標	当する 準額	8	0	0												(
法 附 則	第 55 9	条 第 4 項 : なった土地	評	価	額		1	0												(
及び家屋	に係る	特例措置)	減額分課 税	に相 . 標	当する 準額	8	2	0												(
法 附 則	第 55 9	条第6項	評	価	額		3	0												(
及び家屋	に係る	: なった土地 特 例 措 置)	減額分課 税	に 相 . 標	当する	8	4	0												(
法 附 則	第 55	条第8項	評	価	額		5	0												(
及び家屋	に係る	: なった土地 特例措置)	減額分課 税	· に 相 . 標	当する 準 額	8	6	0												(

地 1	方グ	大大]]体:	1 —	ド	表 7	音号 8
1	0	3	4	5	4	1	7

都	道	府!	県	名	群馬県
市	町	村	ţ	名	吉岡町

			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
区分	地 目	行番号	田 田 (千円)	畑 (千円)	宅 地 34 (千円)	山 林 45 (千円)	その他 56 (千円)	計 67 (千円) 7:	課税標準の特例率 (A), 778 (A)	区 (わがまち特例) / (B) 80 (B) 81
法附則第56条第1項	評 価 額	8 7 0						C		
(東日本大震災による被災住宅 用 地 に 係 る 特 例 措 置)	減額後の課税標準額	8 8 0						(
法 附 則 第 56 条 第 10 項 (東日本大震災による被災代替		8 9 0						C)	
住宅用地に係る特例措置)	減額後の課税標準額	9 0 0						0)	
法 附 則 第 56 条 第 13 項 (居住困難区域内住宅用地に	評 価 額	9 1 0						0		
係る代替住宅用地の特例措置)	減額後の課税標準額	9 2 0						0)	

1地	方々	·共E	団体	-	k	表征	舒号
1	0	3	4	5	4	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

都	道系	F 県	名	群馬県
市	BJ	村	名	吉岡町

_						(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(7)
		X	分	行	番号	評価総地積	21 -1- 4- 42 1-		総 額	定 価 法定免税点	格 法定免税点 以上のもの	単位当力平均価格	とり価格 最高価格
	,		,,,	9 11	ш о	12 (m²)(1)	未満のもの m)	以上のもの g4 (m²)	46 (千円)(口)	未満のもの 57 (千円)	以上のもの (千円)	(口) (円/㎡)	
	介		在 田	0	1 0	23, 034	1	23, 033	310, 373	0	310, 373	13, 475	17, 430
	介		在 畑	0	2 0	32, 415	40	32, 375	416, 161	270	415, 891	12, 839	19, 760
宅	地	介	在 山 林	0	3 0		0			0		0	
農	地	等	介在山林	0	4 0	42, 437	2, 954	39, 483	1, 776	129	1, 647	42	92
	通		特 定 市 農 (令3以前参入分)	0	5 0		0			0		0	
		田	特 定 市 農 (令4以後参入分)	0	6 0		0			0		0	
	常	_	上記以外	0	7 0		0			0		0	
	市		小 計	0	8 0	0	0	0	0	0	0	0	0
市	街		特 定 市 農 (令3以前参入分)	0	9 0		0			0		0	
	化	畑	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	0 0		0			0		0	
	12.		上記以外	1	1 0		0			0		0	
	区		小 計	1	2 0			0	0	0	0	0	0
街	域		特定市農(令3以前参入分)	1	-	0		0	0	0	0	0	
	農	計	特 定 市 農 (令4以後参入分)	1	4 0			0	0	0	0	0	
	地		上記以外	1	-		0	0	0	0	0	0	
			計 特定市農	1	6 0		0	0	0	0	0	0	0
١	田		(令3以前参入分)特定市農	1	-		0			0		0	
化	園住	田	(令4以後参入分)	1	8 0	-	0			0		0	
	居		上記以外	1	9 0		0			0		0	
	地	L	小 計 特定市農	2	-			0	0	0	0	0	0
	域		(令3以前参入分) 特定市農	2	-		0			0		0	
区	内市	畑	(令4以後参入分)	2	-	-	0			0		0	
	街		上記以外	2	-		0			0		0	
	化	_	小 計 特定市農	2	4 0 5 0			0	0	0	0	0	0
	区		(令3以前参入分) 特定市農	\dashv	_								
Like	域曲	計	(令4以後参入分) 上 記 以 外	2	6 0 7 0		0	0	0	0	0	0	
域	農地		上記以外計	2	7 0 8 0			0	0	0	0	0	0
	_		特定市農	2	9 0			-	0	0	0	0	0
			(令3以前参入分) 特定市農	3				0	0	0	0	0	0
		田	(令4以後参入分) 上 記 以 外	3	-		0	0	0	0	0	0	0
農			小計	3	2 0			0	0	0	0	0	0
		H	特定市農	3	3 0			0	0	0	0	0	0
			(令3以前参入分) 特定市農	3	4 0			0	0	0	0	0	0
	計	畑	(令4以後参入分) 上 記 以 外	3	_			0	0	0	0	0	0
地			小 計	3	6 0			0	0	0	0	0	0
1		H	特 定 市 農 (令3以前参入分)	3					0	0	0	0	0
			特定市農 (令4以後参入分)	3	8 0		0	0	0	0	0	0	0
		計	上記以外	3	9 0		0	0	0	0	0	0	0
			計	4	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
										-		-	

1 地	方生	·共E	団体	-	k	表記	₽ ₽ 8
1	0	3	4	5	4	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都 道 府 県 名 群馬県市 町 村 名 吉岡町

							(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
								見 標 :	単 額	9	É !	数
	[X	分	行	番	号	総額	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの
				9			12 (千円)	23 (千円)	34 (千円)	45 (筆)	54 (筆)	63 (筆) 71
	介		在 田	0	1	1	213, 540	0	213, 540	26	0	26
<u> </u>	介		在 畑	0	2	1	289, 122	189	288, 933	61	1	60
宅				0	3	1		0			0	
農	地	等	介在山林	0	4	1	1, 776	129	1, 647	141	18	123
	通		(令3以前参入分) 特 定 市 農	0	5	1		0			0	
	常	田	(令4以後参入分)	0	6	1		0			0	
			上記以外	0	7	1		0			0	
市	市		小 計 特 定 市 農	0	8	1	0	0	0	0	0	0
"	街		特定市農 (令3以前参入分) 特定市農	0	9	1		0			0	
	化	畑	(令4以後参入分)	1	0	1		0			0	
	区		上記以外	1	1	1		0			0	
			小 計 特定市農	1	2	1	0	0	0	0	0	0
街	城		(令3以前参入分) 特定市農	1	3	1	0	0	0	0	0	0
	農	計	(令4以後参入分)	1	4	1	0	0	0	0	0	0
	地		上記以外	1	5 6	1	0	0	0	0	0	0
			計 特定市農	1		1	0		0	0		0
化	田園		特定市農 (令3以前参入分) 特定市農	1	7 8	1		0			0	
16	住	田	(令4以後参入分)	Н		1		0			0	
	居		上記以外	2	9	1	0	0	0	0	0	0
	地		特定市農	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	域内		(令3以前参入分) 特定市農 (令4以後参入分)	2	2	1		0			0	
区	市	畑	(令4以後参入分) 上記以外	2		1		0			0	
	街		小計	2	4	1	0	0	0	0	0	0
	化		特定市農	2	5	1	0	0	0	0	0	0
	区		(令3以前参入分) 特定市農 (令4以後参入分)	2	6	1	0	0	0	0	0	0
域	域農	計	上記以外	2	7	1	0	0	0	0	0	0
	地		計	2	8	1	0	0	0	0	0	0
			特 定 市 農 (令3以前参入分)	2	9	1	0	0	0	0	0	0
			特 定 市 農 (令4以後参入分)	3	0	1	0	0	0	0	0	0
		田	上記以外	3	1	1	0	0	0	0	0	0
農			小 計	3	2	1	0	0	0	0	0	0
			特定市農 (令3以前参入分)	3	3	1	0	0	0	0	0	0
			特定市農 (令4以後参入分)	3	4	1	0	0	0	0	0	0
	計	畑	上記以外	3	5	1	0	0	0	0	0	0
地			小 計	3	6	1	0	0	0	0	0	0
_			特定市農 (令3以前参入分)	3	7	1	0	0	0	0	0	0
			特 定 市 農 (令4以後参入分)	3	8	1	0	0	0	0	0	0
		計	上記以外	3	9	1	0	0	0	0	0	0
			計	4	0	1	0	0	0	0	0	0
			1	_								

1	ш	方々	·共E	団体	-	k	表征	番号
1		0	3	4	5	4	1	8

第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調 (つづき)

都 道 府 県 名 群馬県市 町 村 名 吉岡町

_								(14)	(15)	(16)	(17)		(18)	(1	9)
									各	税 区 分	剃別	務		者 る実数 (法定免税点:	数	
	[×	:	分	行	番	号	総	数	法定免税点未満のもの	法定免税点 以上のもの	田・均	用別	適用区分別	全	体
					9			12	(人)	21 (人)	30 (人)	39	(人)	48 (人)	57	(人) 66
	介		在	H	0				16	0	16					
ete	介		在	畑	0	2	2		36	1	35					
宅				山林	0	3	2			17	89					
農	地	#	特	定 市 農	0	4 5	2		106	0	89					
	通		(令3.	以前参入分) 定 市 農	0	6	2			0						
	常	田		以後参入分) 記 以 外	0	7	2			0						
	市			BL 80 71	0	8	2			•						
市			特	定市農	0	9	2			0]				
	街		特	以前参入分)定市農	1	0	2			0						
	化	畑		以後参入分) 記 以 外	1	1	2			0						
	区				1	2	2									
	域		特(会。	定 市 農 以前参入分)	1	3	2									
街	農			以前 ※ 八カ) 定 市 農 以後 ※ 入分)	1	4	2									
		計		記以外	1	5	2									
	地				1	6	2									
	田		特(会3	定 市 農 以前参入分)	1	7	2			0						
化	園		特		1	8	2			0						
	住	田		記以外	1	9	2			0						
	居地				2	0	2					'				
	地域		特(令3.	定 市 農 以前参入分)	2	1	2			0						
区	内	畑	特 (令4.	定 市 農 以後参入分)	2	2	2			0						
L	市	ДЩ	上	記以外	2	3	2			0						
	街化				2	4	2									
	区		(令3.	定 市 農 以前参入分)	2	5	2									
	域	計	特 (令4.	定 市 農 以後参入分)	2	6	2									
域	農		上	記以外	2	7	2									
	地		1 645	do de de	2	8	2									
				定 市 農 以前参入分) 定 市 農	2	9	2		0	0	0					
		田	(令4)	以後参入分)	3		2		0	0	0					
農			Ŀ	記以外	3	1	2		0	0	0			1		
			特	定市農	3	2	2		0							
			(令3. 特	以前参入分) 定 市 農	⊢					0	0					
	計	畑		以後参入分) 記以外	3	4	2		0	0	0					
			T	此此外	3	5 6	2		0	0	0			1		
地			特	定市農	3	7	2								1	
			(令3.	以前参入分) 定 市 農 以後参入分)	3	8	2									
		計		以後参入分) 記 以 外	3	9	2									
				no en /1'	4	0	2									
\Box					Ļ	ŭ	-									

地 1	方グ	:共区]体:	コー	ド	表看 7	§号 8
1	0	3	4	5	4	1	9

第19表 負担調整措置等による軽減額に関する調

_					-			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	
	区		分	彳 9	亍 🤅	番	カ	評価総地積 (㎡)(イ)	総額		千 円) 法定免税点 以上のもの (二)	軽 減 課税標準の 特例によるも の (ホ)	額 (千 負担調整措 置によるもの (へ) 87	特定市街化区	軽減額合計 (千円) (ハ)+(ホ)+ (ヘ)+(ト) (チ)	提示平均価額 (円/㎡) 又は (円/千㎡) (リ)	単位当たり 平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ) (ヌ)
評	_	- 舟	党 田	0		1	0	1, 882, 041	224, 469	12, 831	211, 638				12, 831	119, 184	119
点	_	- 舟	5 畑	0		2	0	4, 238, 178	261, 878	32, 690	229, 188		20		32, 710	61, 908	62
式評		宅 lA・	地 Bを除く) 0		3	0	4, 516, 076	79, 812, 189	21, 508	79, 790, 681	43, 234, 266	7, 880, 186		51, 135, 960	17, 610	17, 673
価	_	般	山林	0		4	0	2, 074, 975	62, 022	12, 751	49, 271				12, 751	29, 905	30
法		小	計	0		5	0	12, 711, 270	80, 360, 558	79, 780	80, 280, 778	43, 234, 266	7, 880, 206		51, 194, 252		6, 322
	用地 費)	・農地	農業用施設 也+造成	0		6	0	114, 732	166, 810	413	166, 397		57, 876		58, 289		1, 454
そ		の宅地	E産緑地地 也・農地等			7	0			0					0		0
の	一般「	市街们	乙区域農地	0		8	0			0					0		0
他	上 地		以外の 計	0		9	0	1, 088, 545	7, 102, 075	20, 583	7, 081, 492		2, 187, 613		2, 208, 196		6, 524
		小	計	1		0	0	1, 203, 277	7, 268, 885	20, 996	7, 247, 889	0	2, 245, 489	0	2, 266, 485		6, 041
	合		計	1		1	0	13, 914, 547			, ,			0	, 2,		6, 298

⁽注) 1. 「宅地A」欄には、固定資産評価基準第1章第3節四に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。

^{2. 「}宅地B」欄には、固定資産評価基準第1章第3節五に基づくもの(ただし書に基づくものは、「評点式評価法・宅地」欄に計上すること)を計上すること。